

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>「定期調査・検査の結果の報告」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 国土交通省において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、国土交通省の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。建築設備及び昇降機等の定期検査結果報告と同様の報告手続も視野に入れた上で、検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。なお、経済団体からは、特殊建築物定期調査の報告の電子化について要望がある。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、</p>

事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。

ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で国土交通省において把握している課題
- ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）

について御説明ください。

エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

【回 答】

① 国土交通省において検討しているデジタル化の概要

<対象手続>

建築基準法第12条第3項に基づく、昇降機、建築設備の定期検査報告

<対象手続概要>

昇降機及び建築設備の定期検査報告制度は、その使用開始後の適法性の確保を図るため、昇降機や建築設備の所有者が、地方公共団体が定める期間（1年）ごとに、当該設備を有資格者（建築士又は検査員資格者等）に検査させ、その結果を特定行政庁（地方公共団体）へ報告するものです。

※ 詳細の報告手順等については別添1のとおりです。報告様式については別添2のとおりです。

<デジタル化の概要案>

以下の事項を推進することにより、対象手続をオンラインで完結できるようにします。

○国によるデジタル化の推進

・省令改正による定期検査報告書における申請者等の押印の不要化（パブコ

メ中)

○事務の主体である特定行政庁によるデジタル化の推進

- ・ ホームページから申請者が報告様式をダウンロードできるよう整備
- ・ 申請者が、特定行政庁への定期検査報告書の提出をオンライン（電子書面（PDF）送付システムやメール等）によりできるよう整備

＜スケジュール案＞

○特定行政庁や関係機関との意見交換やデジタル化の試行を踏まえつつ、令和2年度中を目途に特定行政庁及び業界団体等に対して、手続きのデジタル化について通知できるよう検討を進め、令和3年度から順次開始します。

通知内容は、

- ・ 押印を廃止すること
- ・ オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること
- ・ 電子書面（PDF）送付システムやメール等による報告方法及び留意点（電子書面の保存方法や閲覧方法等）

等を予定。

○その後、令和3年度における上記デジタル化手法の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法についても引き続き検討します。

② BPR の観点から想定される課題等

○定期検査報告のオンライン化を図ることにより、申請者側の負担を軽減することを想定しています。

○実施中の特定行政庁及び関係団体・個別企業（中小企業を含む。）へのヒアリングや意見交換により、課題等を洗い出すことにしています。

○あわせて、現行制度で提出を求めている届出用の報告書及び一般閲覧用の概要書について、押印廃止及び手続きのオンライン化により記載事項等の合理化を検討します。

③ 利用目線からの検討

ア エンドツーエンドでのデジタル化、オンラインシステムの構築

特殊建築物の定期調査報告を含め、上記による対応を行うことにより、申請者、特定行政庁の双方の負担が軽減されるものと思料していますが、デジタル化の方策も含め、詳細については、実施中の特定行政庁及び関

係団体等へのヒアリング等を踏まえ検討する予定です。

イ 現時点の事業者や地方公共団体等の要望、ヒアリングの予定

現時点で把握している事業者からの要望は、本年4月に規制改革推進室より照会された「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望について(依頼)」により、経団連から提出された要望です。

また、現時点では特定行政庁(地方公共団体)からの定期報告のデジタル化についての具体的な要望はありません。

ニーズの把握については、今後、前述の通り、実施中の特定行政庁及び関係団体等へのヒアリング等を通してニーズを把握していく予定です。

ウ インターフェイスの標準化

定期報告の様式は、省令で定めており、基本的にはインターフェイスは標準化されています。

なお、定期報告制度では、地域の実情を踏まえて、各特定行政庁で定期報告の対象や内容について決められることとしているため、国で定める必須事項に加えて各特定行政庁で定めている情報について求めることができるようにする必要がありますが、上記の取組みの中で対応可能と考えています。実施中の特定行政庁及び関係団体等へのヒアリング等を通して、上記の枠組みにおいて具体的な支障が生じるか把握したうえで、共通のひな型を作成することを検討してまいります。

エ 認証の仕組みの導入、外部連携機能の整備等

実施中の特定行政庁及び関係団体等へのヒアリング等の結果を踏まえつつ、既存の認証の仕組みや簡易な資格確認方法を専門家の意見を伺いながら必要に応じ検討して参ります。

④ その他課題

○令和3年度における上記デジタル化手法の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ(ウェブ)でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法についても検討します。(再掲)